

建築物の所有者・管理者の皆様

ご存じですか

エレベーターの地震

対策があります。(大丈夫ですか?もしもの対策)



安全対策

大規模地震が発生すると、エレベーターがご内への閉じ込めや運転休止が多数発生する恐れがあります。閉じ込め救出や運転復旧への対応に長時間を要することも想定されます。

平成 30 年の大阪北部地震では、閉じ込めの救出に最大 5 時間半を要しており、長時間を要する救出は、閉じ込められた方の健康状態を損なう可能性もあります。

平成 18 年に東京都で発生した、エレベーターの戸が開いたままの状態でごが上昇し、利用者が乗降口の戸の枠とかごの間に挟まれる死亡事故や平成 17 年の千葉県北西部地震、平成 23 年の東日本大震災等を受け、地震時等に起こるかご内の閉じ込め事故を防止するため、平成 21 年 9 月 21 日に「戸開走行保護装置 (ブレーキ二重化)」や「地震時管制運転装置」の設置等が、義務付けられ、基準が強化されました。



閉じ込め



安全マーク表示制度とは

エレベーターに「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」が設置されていることをエレベーターの利用者が容易に把握できるよう、それぞれ設置済みであることを示す安全マーク (エレベーター安全装置設置済みマーク) を表示する任意制度。

戸開走行保護装置

駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場など、自動的にかごを制止し人が挟まれることを防止します。



戸開き走行防止

地震時管制運転装置

地震発生初期の微震動 (P 波) を感知し、本震 (S 波) が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。



地震時最寄り階停止

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 エレベーターの維持保全 検索

昇降機（エレベーター）等の維持管理（安全管理）は所有者の義務です

■建築基準法

建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、地震や火災などに対する安全性（求められる性能）や、建築物の敷地、周囲の環境（市街地の安全、衛生等の確保）などに関する必要な基準が定められています。

第8条には、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」と定められていますので、適切な維持保全に努めていただくをお願いします。

■定期報告が必要な建築設備（防火設備、昇降機等） ※福島市の場合

建築基準法第12条第3項の規定により、建築基準法施行令で定められた特定建築物等及び特定行政庁（福島市長）が指定する防火設備、昇降機等（福島市建築基準法施行細則第13条及び第14条）の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、『毎年』、定期検査報告を行う必要があります。



■定期報告の報告周期と提出時期

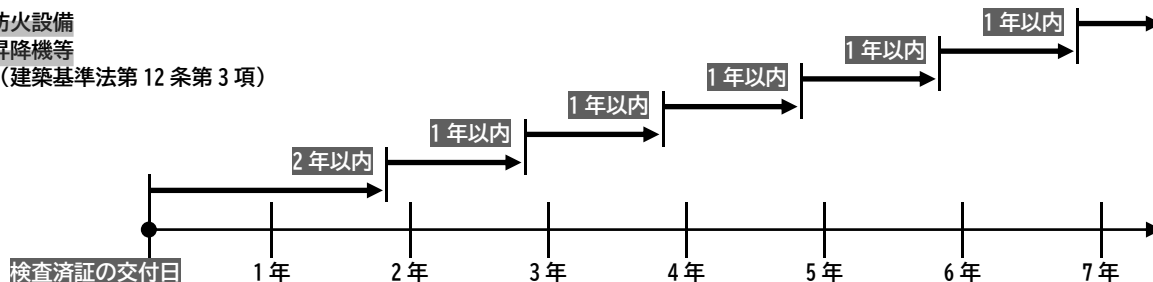
報告は6か月以内に調査したものを、下記の時期までに報告を行う必要があります。

区分	時期
防火設備	定期報告を要する防火設備に該当することとなった日の属する年度を始期として、その後おおむね1年ごとに
昇降機等	一般社団法人東北ブロック昇降機検査協議会が発行する定期検査報告済証の交付を受けた日



定期検査報告済証
報告先 令和 年 月
有効期限 検査員 交付番号 第 号
氏名

○防火設備
○昇降機等
(建築基準法第12条第3項)



■エレベーターの検査項目の例

検査項目	施行年月日	検査内容
駆動装置等の耐震対策	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	駆動装置の耐震対策（機械室機器の転倒、移動防止対策） （ロープガード等の状況）
戸開走行保護装置	平成21年9月28日	戸開走行保護装置の取付け及び作動状況
地震時管制運転装置	平成21年9月28日	地震時等管制運転装置の取付け及び作動状況 予備電源の状況（非常用エレベーターについては、地震時管制運転による予備電源の制御の有無による。）
かごの戸及び敷居	平成21年9月28日	戸の反転作動の状況
かごの照明装置	平成21年9月28日	照明装置の設置、作動及び照度の状況（床面で50ルクス（乗用及び寝台用以外のエレベーターは25ルクス）以上の照度）
かごの非常救出口	昭和46年1月1日 平成21年9月28日	かごの救出口の状況（救出口のロック装置の取付け、スイッチ取付け）
施錠装置	平成21年9月28日	施錠装置ロック機構（係合部分の寸法7mm以上） スイッチの作動の状況（煙感知器の点検口）
昇降路内及びピット内の耐震対策	昭和56年6月1日	昇降路内の耐震対策（かご・釣合おもりの脱レール防止等） ピット内の耐震対策（かご下綱車、釣合ロープ、调速機ロープの外れ止め等）
	平成21年9月28日	ロープガード等の状況、ガイドレールとのかかりの状況 突出物の状況